

環境整備を推進します。(公営住宅室)

・全天候型子どもの遊び場など、子どもの視点に立った施設等の設置を促進します。(こども・家庭課)

カップルが二人で取り組む妊活を支援します ～長野県妊活支援サイト「妊活ながの」～

長野県は、妊娠を希望するカップル、不妊・不育症治療に取り組む皆さまをサポートするため、長野県妊活支援サイト「妊活ながの」を開設しています。

妊娠や不妊・不育症に関する基礎知識、治療を経験した方の体験談、治療費等の助成制度の紹介など、詳しく掲載しています。また、相談フォームから長野県不妊・不育症相談センターにメール相談をすることができます。

【主な掲載内容】

- ・健康チェック
- ・不妊・不育症の検査や治療
- ・プレコンセプションケア
- ・長野県の助成制度（検査・治療費）
- ・不妊・不育症Q&A
- ・不妊治療の体験談
- ・相談窓口案内、メール相談フォーム
- ・治療の先の選択（里親制度・特別養子縁組）

<トップページ> サイトURL：<https://ninkatsu.pref.nagano.lg.jp/>



【妊娠の基礎知識】

妊娠について正しく知ることが妊活の第一歩！
知識をおさらいしましょう



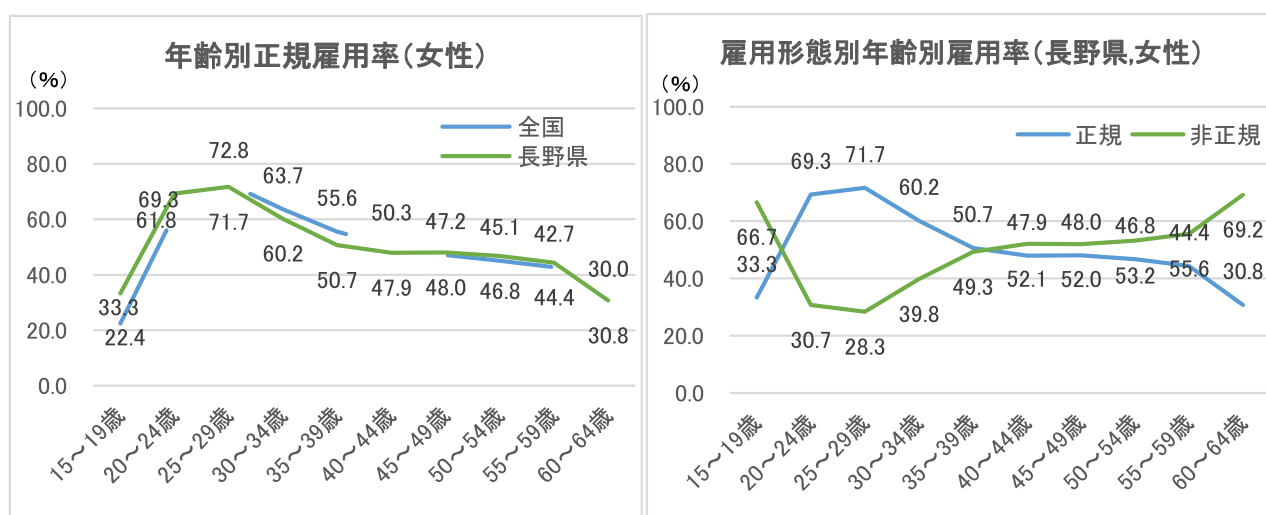
【周囲の方の理解】

あたたかい周囲の見守りが当事者を助けます

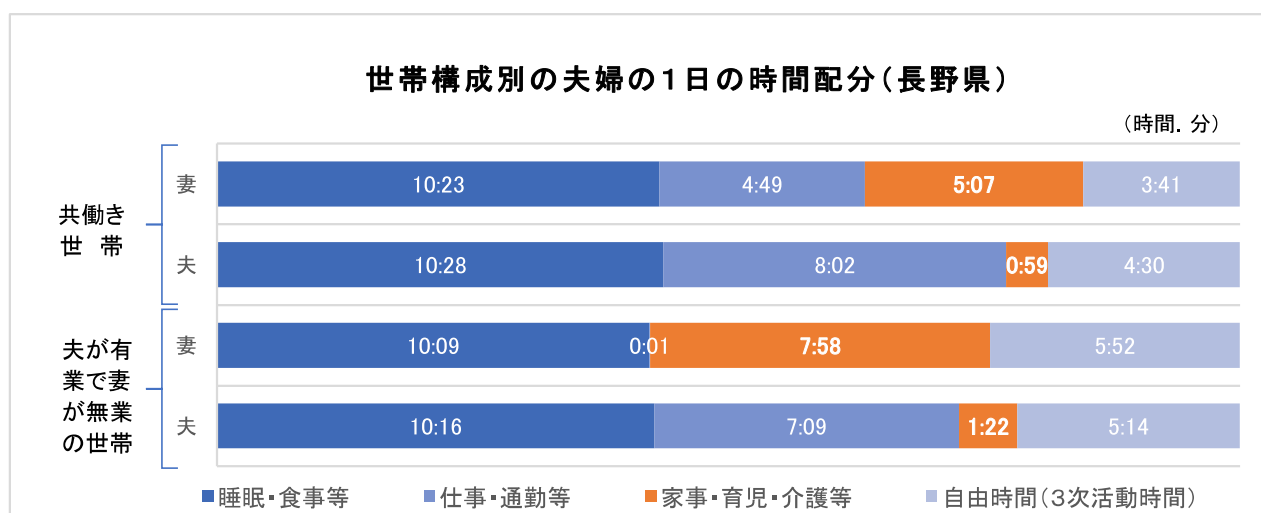
第4節 職場環境の整備

1 現状と課題

- 家事・育児は女性、仕事は男性が担うものという職場の雰囲気が、仕事と出産・子育てとの両立におけるハードルになっているおそれがあり、ワーク・ライフ・バランスや子育てとの両立等に配慮した職場環境を整備していく必要があります。
- 男性の育児休業の取得率は、増加傾向にあるものの、未だ女性の取得率とは大きな差があります。
新たに創設された「産後パパ育休」の普及をはじめ、男性を含めた育児休業の取得促進を図る必要があります。
- 女性の就業については、M字カーブ（結婚・育児期に就業率が大きく低下する傾向）は解消がみられるものの、L字カーブ（平均出産年齢の30歳頃を境に、女性の正規雇用率が低下し、30代、40代では非正規雇用が中心になる傾向）の傾向がみられます。
出産を機に退職、または働き方を変えていることが要因として考えられ、女性の働き方の希望がかなっていないおそれがあることから、女性の離職防止・再就職支援等の取組を進める必要があります。
- ひとり親家庭の母親の半数は帰宅時間が遅く、副業している人も一定数います。また、ひとり親家庭の母親の約半数は非正規雇用です。



R2 国勢調査(総務省)



R3 社会生活基本調査(総務省)

2 施策の方向性

- 仕事と子育て等との両立が当たり前となることで、女性や子育て世代が安心して出産・子育てができる社会をめざします。
- 子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、事業者及び雇用者に対する普及啓発に努めるとともに、男性を含めた育児休業の取得をはじめとする、子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るために必要な取組の普及、保育等に係る体制の整備等必要な支援を行います。
- ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親の就業相談・就職支援を推進します。

3 施策の展開

1 働き方改革の推進

- ・県内企業に対し、働き方改革や男性の育児休業取得促進のための普及啓発、伴走支援や奨励金の支給による多様な働き方制度の導入支援等を実施し、働くことを希望する人がライフステージの変化に応じて働き続けられる職場環境の整備を促進します。（労働雇用課）
- ・企業に対する「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の周知や認証取得に向けた支援、ホームページ等による認証企業の情報発信を実施するとともに、入札参加資格審査の加点等、認証企業に対するインセンティブ*を付与します。（労働雇用課、技術管理室、契約・検査課）
- ・職員が仕事と子育て・介護をはじめとする家庭生活を両立しやすい職場環境となるよう、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会*」の活動を通じた組織トップの意識改革を促進するとともに、管理職等が「イクボス・温かボス」宣言をし、ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方の推進等に取り組みます。（人権・男女共同参画課、職員キャリア開発課）
- ・職場環境改善アドバイザーの企業訪問等により、短時間正社員など多様な働き方制度の導入や同一労働同一賃金、非正規から正規への転換など処遇改善の取組を支援し、誰もが活き活きと働くことができる職場環境づくりを推進します。（労働雇用課）
- ・企業の良質なテレワーク*及び多様な働き方導入を支援し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を促進します。（労働雇用課）
- ・事業所内の託児所整備などに対し、中小企業融資制度により資金面からサポートします。（経営・創業支援課）
- ・医療勤務環境改善支援センターにおいて、労務管理アドバイザー等による個別訪問等の相談対応や、セミナー・研修会の開催を通して医療機関の働き方改革の推進を支援します。（医師・看護人材確保対策課）

2 女性の就業支援

- ・就業・自立支援センター*において、就業支援員がひとり親家庭の親の就業に有利な資格取得や就職に関する相談・支援を行うとともに、就業支援講習会を開催します。（こども・家庭課）
- ・ひとり親家庭の親の主体的な職業能力開発への取組に対して、給付金を支給することにより、ひとり親家庭の親の就業を効果的に促進します。（こども・家庭課）
- ・介護分野の人材不足解消を図り、新卒者、就職希望者が希望を持って就労できるようにするため、施設内保育所の運営費助成、無資格者等の入職支援、就職相談員の配置、就職説明会等を行います。（介護支援課）

- ・就農相談活動等により、就農を支援するとともに、里親農業者等のもとでの新規就農里親研修を実施し、参入者の確保定着を推進します。また、女性の就農促進のため、県内の女性農業者が農業・農村の魅力を発信できるよう支援します。（農村振興課）
- ・県の創業支援拠点に女性起業家コーディネーターを配置し、起業相談や起業家向けコミュニティ支援を行うなど女性の起業を促進します。（経営・創業支援課）
- ・求人拡大を図るとともに、保健福祉事務所をはじめとした関係機関と連携しながら、ひとり親家庭の母親や子育て期の女性などの就職困難者に対し、求職者の希望に沿った就労支援を行っていきます。（労働雇用課）
- ・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。（労働雇用課）
- ・子育て期女性等に対する就業相談や再就職セミナーの開催等により、出産・子育てを経ても働き続けることを希望する女性の就業継続を支援します。（労働雇用課）
- ・女性医師や看護職員等が働きやすい環境の整備を支援するため、病院内保育所の運営に助成を行います。（医師・看護人材確保対策課）



（子育て中の女性等を対象とした合同企業説明会）

「職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度」

県では、平成 27 年からこれまで、仕事と家庭の両立ができる職場環境の改善や雇用の安定を進め、短時間正社員制度等の多様な働き方制度を導入・実践する企業を「職場いきいきアドバンスカンパニー」として認証してきました。

令和 3 年 10 月からは、誰もが活き活きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み、実践する企業を認証する制度として生まれ変わりました。



(認証式の様子)

これまでのワーク・ライフ・バランスを中心としたコースに加え、ダイバーシティの推進や若者等の雇用・育成に取り組む企業を認証する 2 コースを創設しています。

【ワークライフバランスコース】

様々なライフスタイルやニーズに合わせた働き方ができる企業を認証

【ダイバーシティコース】

多様な人材を活かし、イノベーションを生み出している企業を認証

【ネクストジェネレーションコース】

若者や氷河期世代の育成に積極的に取り組む企業を認証

【上位認証「アドバンスプラス」】

上記 3 コース全て認証された企業をアドバンスプラスとして認証します。

アドバンスプラス	ワークライフバランス コース	ダイバーシティ コース	ネクストジェネレーション コース

「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証マーク

第5節 ライフデザイン教育の推進

1 現状と課題

- 子ども・若者が、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描き、様々なライフイベントに柔軟に対応できるとともに、男女が互いを尊重しつつ、性に関する正しい理解の下、適切に行動できるよう、必要な知識や情報を学び、乳幼児と触れ合う体験を含め将来のライフイベントについて考える機会を、学校をはじめとする様々な場で提供していく必要があります。

2 施策の方向性

- 学校と連携して、子どもが結婚、子育てに希望を持つことができるよう、子どもの関心及び理解を深めるためのライフデザイン教育を推進します。
- 企業と連携して、若者が仕事に希望を持つことができるよう、若者の関心及び理解を深めるために必要なキャリア教育*を推進します

3 施策の展開

1 ライフデザイン教育の充実

- ・大学等においてライフデザインセミナーを開催することにより、学生等が結婚や家庭、子育て等を含めた総合的なライフデザインについて主体的に考える機会を創出します。(次世代サポート課)
- ・ライフデザイン教育の実施に当たっては、中学・高校までのキャリア教育*との連動性を意識した内容とするなど、より効果的な実施を図ります。(次世代サポート課)

2 キャリア教育等の充実

- ・社会的・職業的自立に向けた系統的、体系的なキャリア教育*により、キャリアデザイン力育成に取り組みます。(学びの改革支援課)
- ・県内の農業高校の生徒等に対し、職業としての「農業」に興味を持つ、知る、体験するとステップを踏んでの事業メニューを展開し、若年層の就農意欲を喚起します。(農村振興課)
- ・高校生の社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育むため、外部専門人材の積極的な登用を推進します。(高校教育課、学びの改革支援課)
- ・産学官の連携による県内の産業や企業を知り、体験する取組を通して、児童・生徒段階からの勤労観や職業観の醸成を図ります。(産業人材育成課)

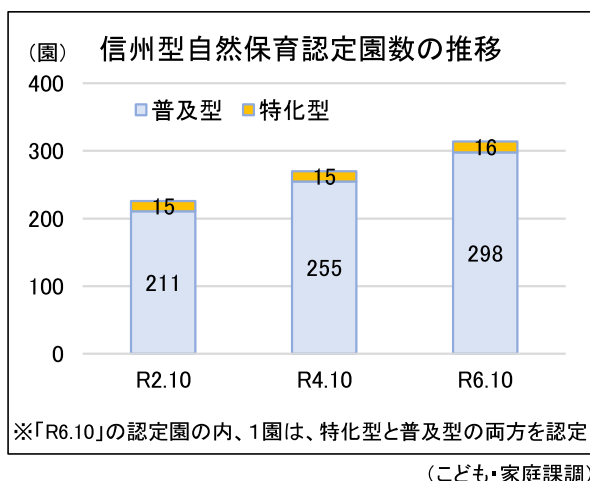
3 若者が抱く不安の解消

- ・若手社会人等を対象とし、結婚や家庭、子育て等を含めた総合的なライフデザインセミナーを開催することにより、若者がライフデザインを学ぶ機会を創出します。(次世代サポート課)

第6節 地域の特性を生かした取組等

1 現状と課題

- 豊かな自然環境を活かした信州やまほいく（信州型自然保育）※、信州自然留学（山村留学）※、特色ある学びの場の魅力は、都市圏からも多くの子ども・若者をひきつけています。
- 女性や若者の移住・定着を促進することは、少子化に歯止めを掛け、将来にわたって「活力ある地域社会」を実現するためにも有効であることから、本県の恵まれた自然環境や都市圏への地理的な近さなど、地域の特性や潜在力を十分に生かした取組が必要です。



(移住フェア)

2 施策の方向性

- 県内への移住及び定住の促進が少子化の抑制に資することから、県内において就業、結婚、出産及び子育てを希望する者の更なる増加に向けて、地域の特性を生かした施策を総合的に推進します。
- 県内における就業者の増加、就業の継続等の少子化の抑制に資すると認められる取組に対する支援を推進します。

3 施策の展開

・県外の女性や若者へ、信州で「暮らしたい」「戻りたい」と感じてもらえるように、長野県移住総合 WEB メディア「SuuHaa(スーハー)」、長野県就活支援ポータルサイト「シューカツ NAGANO」など様々な媒体を活用して、信州で「暮らす」「働く」魅力を発信し、県内へのU I J ターン就職を推進します。(地域振興課、労働雇用課)

・県外の女性や若者へ、信州で「暮らしたい」「戻りたい」と感じてもらえるように、首都圏等において信州での暮らしや子育て等の魅力を紹介する移住セミナー等を開催します。(地域振興課)

・信州での暮らしや魅力について、Uターン希望者や移住希望者だけでなく、県内に住む子ども・若者にも積極的に発信することで、子ども・若者の県内進学や県内就職を促進します。(次世代サポート課、地域振興課)

・三大都市圏に移住相談窓口を設けるほか、オンラインによる相談体制を整備することにより、都市部移住検討者の多様な相談にきめ細かに対応、県内への移住を促進します。(地域振興課)

・移住者交流会の開催や「地域の教科書※」作成など地域のルールや魅力の見える化等、移住

者の不安解消と地域への溶け込み支援を充実させることにより、県内での定住を促進します。
(地域振興課)

- ・信州ならではの魅力に触れながら仕事をする豊かなライフスタイル「信州リゾートテレワーク」*の場の提供・PRにより、新たな人の流れやビジネスの創出につなげます。(産業立地・IT振興課)

- ・従業員への奨学金返還支援制度を設ける企業が負担した費用の一部を助成するとともに、若者の定着が見込まれる県内の制度導入企業を特設サイト等で広く周知します。(労働雇用課)

- ・東京圏等の対象地域から県内に移住して就業・創業する女性や若者の移住に係る経費を支援します。特に子育て世帯に対しては、重点的な支援を行います。(労働雇用課)

- ・保育の質の向上のための研修事業や、認定団体の運営費補助等により、豊かな自然環境を活用した信州やまほいく(信州型自然保育)*を推進します。(こども・家庭課)

- ・信州自然留学(山村留学)推進協議会の設置、情報発信の強化などにより、豊かな自然環境や地域の様々な資源を活かした多様な学びの場である信州自然留学(山村留学)の取組を推進します。(県民の学び支援課)

- ・私立学校の設置や運営等に関する指導助言等を通して、特色ある学校づくりを振興します。(県民の学び支援課)

豊かな自然と温かな地域の中で、子どもたちの”生きる力”を育む ～ 信州型自然保育(信州やまほいく) ～

「信州型自然保育(信州やまほいく)」とは、長野県の豊かな自然環境や多様な地域資源(地域の伝統文化・食文化等)を活用した様々な体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児教育をいいます。

県では、平成27年度に全国に先駆けて「信州型自然保育(信州やまほいく)認定制度」を創設し、県が独自に定めた基準により自然保育を行う保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設を認定し、支援しています。



令和6年度末の認定園数は313園(県内の保育・幼児教育施設の約3割)。うち、自然保育に重点的に取り組む「特化型認定園」が16園、他のプログラムと合わせて自然保育にも積極的に取り組む「普及型認定園」が298園となっています。

幼児期の自然体験などの様々な体験活動により、子どもの感覚が豊かに刺激され、子どもの主体性、創造性、社会性、協調性等が育まれ、心身ともに健康的に成長することを目指して、自然保育の普及を推進しています。

信州自然留学（山村留学）

「山村留学」とは、都市部の子どもたちが自然豊かな農山村地域の共同宿泊施設や農家などで暮らし、地元の学校に通いながら、自然体験や生活体験をする取組です。昭和 51 年に大町市（旧北安曇郡八坂村）で取組が始まった山村留学は、以降 40 数年が経過する中で県内各地に広がり、豊かな自然環境や地域の様々な資源を活かした多様な学びの場として定着しています。

県内の受入実績は、平成 30 年度は 12 団体で 139 名となっていますが、令和 4 年度には 16 団体で 172 名に増加するなど、都市部住民の地方への関心が高まっています。本県では山村留学発祥の地として、信州の豊かな自然環境を活かした活動を全国に広く発信するため、「信州自然留学」と名付け、取組を推進しています。



第7節 社会全体の気運醸成

1 現状と課題

- 結婚、妊娠・出産、子育てを大切にするという意識が社会全体で深く共有され、行動に表れることで、当事者の抱える不安や負担が軽減され、社会に支えられているという実感を得られるようになることから、結婚、妊娠・出産、子育てというライフイベントが生じたときに、周囲から温かく受け入れられ、必要な支えを得られるよう、社会全体で行動を起こしていく必要があります。
- 行政、地域、企業、NPO、様々な世代に属する人、メディア、教育機関など、社会を構成する多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら連携し、社会全体で、妊娠・出産、子育てへの理解を深めるための情報発信を行うとともに、若い世代の結婚の希望や子育てを応援する気運を高めていく必要があります。

2 施策の方向性

- 社会全体において、結婚、出産及び子育てについての関心及び理解を深め、不安感を解消するとともに、結婚、妊娠、出産及び子育ての希望をかなえることができる社会の実現に向けた気運の醸成を図るため、情報発信、普及啓発等の必要な取組を推進します。

3 施策の展開

1 社会で支える仕組みづくり

- ・結婚、出産、子育てに関する支援情報を誰もが分かり易く入手することができるよう、結婚・出産・子育て支援情報ポータルサイト（チアフルながの）を通じて、県、市町村及び企業等の子育て支援に関する情報を発信します。（次世代サポート課）
- ・新婚夫婦等に割引など様々な優待サービスを提供する「ながの結婚応援パスポート」の協賛店舗拡大を図るとともに、電子化により利便性を高め、社会全体で結婚を応援する気運を醸成します。（次世代サポート課）
- ・長野県将来世代応援県民会議[※]のネットワークを活用して、「家庭の日[※]」や「いい育児の日[※]」を通じた県民意識の醸成、ながの子育て家庭優待パスポート協賛店舗の拡大及び電子化等、県民が一体となった子育て支援を推進します。（次世代サポート課）
- ・子ども連れ家族の優先的な利用や乳幼児の受入環境の整備等、公共交通機関や美術館・劇場等が親子で利用しやすくなるよう、一層の配慮について働きかけを行います。（次世代サポート課）
- ・男性も女性も安心して働くことができ、若い世代の結婚、出産、子育ての希望が実現できる子育て安心県を実現するため、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会[※]」の活動を通じた組織トップの意識改革を促進するとともに、職場における「イクボス・温かボス」を推進します。（人権・男女共同参画課、次世代サポート課）

2 地域で支える子育て

- ・県・市町村・民間機関等が連携・協働し、児童福祉・母子保健の一体的な相談支援を行う市

町村における「こども家庭センター※」の設置促進やショートステイや子育て世帯訪問支援事業等の充実により、子ども及び家庭を切れ目なく包括的に支援する体制の充実・強化に努めます。（児童相談・養育支援室）

・信州母子保健推進センター※等において、市町村における「こども家庭センター」設置に向けた情報提供や助言等を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備を推進します。（保健・疾病対策課、児童相談・養育支援室）

・地域の大人との温かなつながりの中で、子どもの成長を支える一場所多役※の子どもの居場所である「信州こどもカフェ※」の取組を普及促進します。（次世代サポート課）

・学校のデザインや学習環境の整備を地域とともに進める「長野県スクールデザインプロジェクト（NSDプロジェクト）」の推進により、学びの共創を実現します。（高校教育課、高校再編推進室、特別支援教育課）

3 男性の家事・育児参画

・固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進するための啓発を行います。（人権・男女共同参画課）

・「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会※」の活動を通じた組織トップの意識改革、「職場いきいきアドバンスカンパニー※」認証制度の普及促進や企業訪問、「ながの子育て応援企業同盟」職員を中心とした講演会の開催やパパ手帳の活用等により、男性の家事・育児参画を応援するとともに、働き方の見直し、男性の育児参画等の意識醸成を進めます。（人権・男女共同参画課、労働雇用課、次世代サポート課）

固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組

「男性は仕事、家事・育児は主として女性が担うもの」、「男性は責任を伴う業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことを固定的性別役割分担意識といいます。

社会全体において、働き方や、結婚、出産及び子育てについての関心・理解を深める前提として、一人ひとりの個人としての尊厳が尊重され、性差による固定観念にとらわれず、女性も男性も生きづらさを抱えることのない環境づくりが重要です。

長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”では、各種セミナーの開催やパネル展示など県民向けの啓発活動等を通じ、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を推進しています。



（市町村と連携したセミナー開催の様子）

子どもの成長と子育てを社会全体で応援するきっかけに！
～11月19日は「いい育児の日」～

ー 長野県で安心して子どもを産み育てる環境づくりをめざして ー

「家族で楽しむ・家族で学ぶ・家族でふれあう」を基本コンセプトとした取組を県内各地で展開し、「家庭や家族を大切にするライフスタイル」や「子どもの成長と子育てを社会全体で応援する機運」の醸成を図る取組を官民一体となって行っています。



「いい育児の日」とは？

「11・19=いい・いくじ」の語呂合わせから、2017年に初めて制定された記念日です。11月19日を中心に、民間企業、NPO、自治体等が実施する行事やイベント等を「家族で楽しむ・家族で学ぶ・家族でふれあう」機会にすることで、安心して子育てができる長野県づくりを社会全体で目指しています。

「いい育児の日」とはだれの記念日？

- ・「子ども」の成長を応援する日
- ・「家族」が一緒に過ごすきっかけになる日
- ・「子育てサークル」の活動を広める日
- ・「子育てに温かな企業」を知ってもらう日

誰にとっても、子育てに対して
様々なかわりができる

「いい育児の日」を社会全体で
つくっていきましょう！！

- | | |
|-------|-------------------------------|
| <職場で> | ノー残業、定時退社の呼びかけ |
| <地域で> | 家族連れ向けのイベントや子ども食堂の開催 |
| <家庭で> | 家族で楽しみ、学び、ふれあう時間をいつも以上に増やす など |

「いい育児の日」の詳細は、
長野県結婚・出産・子育て応援サイト「チアフルながの」をご覧ください！！



<https://www.cheerful-nagano.com/child/iiikuji/>

第2章 誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり

第1節 子どもの貧困対策

1 現状と課題

- 全国で7人に1人の子どもが、県内では10人に1人の子どもが相対的貧困※の状況にあります。また、ひとり親家庭の約半数は相対的貧困※の状況にあります。

新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響による収入の減少や、食料品、エネルギー価格の急上昇によって生活の苦しさがより増しているおそれがあります。

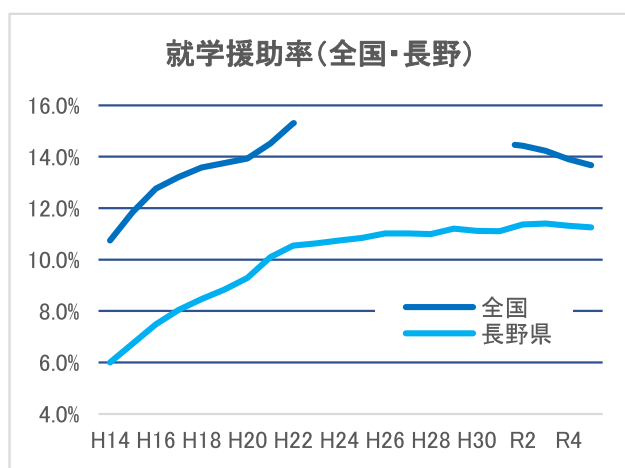
- 生活困窮家庭で育った子どもは、進学や就職などへの影響によって、大人になって生活困窮家庭に属する割合が高く、貧困の連鎖が認められると言われています。

（社会からの孤立）

- 生活困窮家庭ほど、子育ての悩みや不安について相談先がない割合が高く、孤立しがちです。

（教育格差）

- 子どもに受けさせたい教育段階の理想と現実の違いについて、生活困窮家庭ほど、経済的理由を挙げる割合が高い状況にあります。その結果、生活保護世帯の子どもや施設入所児童の大学等への進学率が低い状況にあります。家庭環境に左右されず、全ての子どもに学びの機会が保障され、経済的な理由により就学を断念することのないよう教育の支援を充実する必要があります。
- 貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもが将来自立するための基盤となる「学ぶ力」を身に付けるとともに、様々な学習機会を提供する必要があります。また、学業不振等により高等学校を中退することのないよう、関係機関が連携して支援する必要があります。
- 国による保育・幼児教育の無償化や高等教育等の就学支援の動きと相まって、子ども・若者の学校や学校以外の場における学びに対する支援を進めていく必要があります。



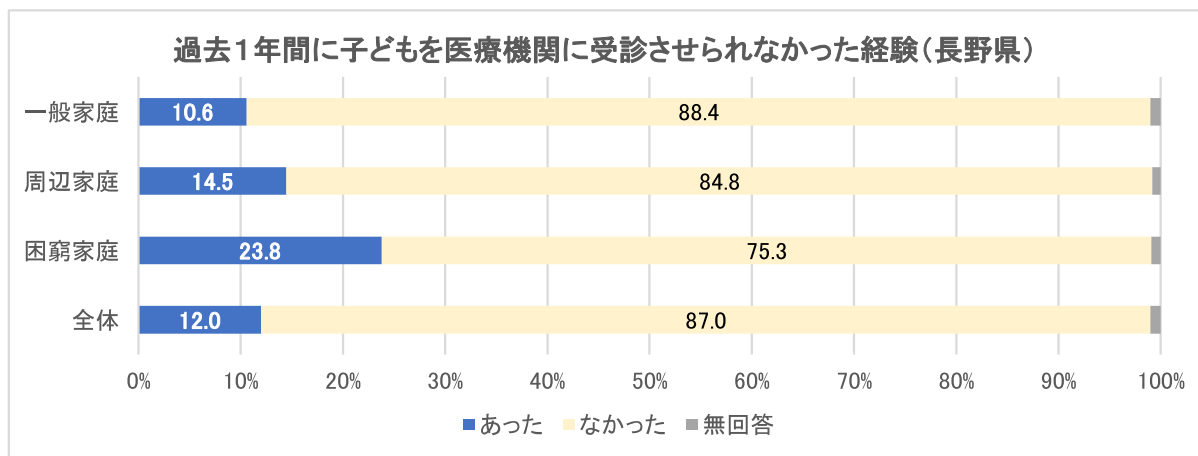
(就学援助実施状況等調査(文部科学省))

（家庭養育の弱体化、健康格差、保護者の不安定な経済基盤）

- 経済的理由や子どもと接する時間を確保できない等の理由で、十分な食事をとれなかったり、学習習慣や正しい生活習慣が身に付いていない子ども、夜間に子どもだけで過ごすなど孤独を感じている子どもに対し、栄養バランスのよい食事を提供し、望ましい習慣を身に付けさせるとともに、悩み相談に応じるなど、家庭養育を補完する取組を進める必要が

あります。

- 生活困窮家庭では、子どもの健康状態が良くない割合が高い傾向があります。
- ひとり親家庭では、非正規雇用の割合が高く、お金が足りなくて、食料や衣類を買えなかった経験のある割合が高い傾向があります。新型コロナウイルス感染症の流行前に比べて非正規雇用の者を中心に収入が減少しているほか、約9割が生活が苦しくなったと感じています。
- 生活困窮家庭では、経済的な理由で医療費の窓口負担が困難なため、医療機関を受診できないケースがあります。家庭環境に左右されず、医療機関を受診することができるよう、医療費の窓口負担を軽減する必要があります。
- 貧困の根本的な原因である低所得をはじめ、様々な困難を抱える保護者の自立に向け、きめ細やかな就労支援・生活支援を行う必要があります。



R4 長野県子どもと子育て生活実態調査(長野県)

2 施策の方向性

(孤立防止と子どもの居場所の充実)

- 生活困窮家庭は、自ら困難を訴えることは少なく、把握しにくいことが課題であると言われています。誰にも相談できず、社会から孤立して、適切な支援を受けられないことがないよう、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、アウトリーチ*型支援等の充実により早期把握、早期支援を行います。
- 貧困に伴う様々な悩みを抱える子どもに居場所を提供し、大人との信頼関係に基づき、気軽に相談したり、自分の将来のことを考えたりすることができる体制を充実します。

(貧困の連鎖を断ち切るための学びの支援)

- 生活困窮家庭では、子どもを学習塾に通わせたり、通信教育を受けさせることが経済的な理由によりできない割合が6割と、一般家庭(約3%)に比べて大幅に大きくなっていることから、子どもの学ぶ権利を守り、貧困の連鎖の拡大を解消する教育費の支援を充実するとともに、様々な学習支援の機会を提供します。
- 学業不振等により高等学校を中退することのないよう、関係機関が連携して支援します。

(家庭養育の補完と保護者の自立支援)

- 経済的理由や子どもと接する時間を確保できない等の理由で、十分な食事をとれなかったり、基本的な生活習慣や学習習慣が身に付いていない子どもがいます。栄養バランスのよい食事を提供し、よい生活・学習習慣を身に付けさせるなど、家庭養育を補完する取組を進め

ます。

- 経済的な理由で、適切な医療サービスを受けられない家庭があります。家庭環境に左右されず、適切に医療機関を受診することができるよう、医療費の窓口負担を軽減するとともに、経済的に困難を抱える家庭に対する児童扶養手当^{*}の支給や資金貸付けなど様々な経済的支援により、生活困窮状態の緩和を図ります。
- 貧困の根本的な原因である低所得をはじめ、様々な困難を抱える保護者の自立に向け、きめ細やかな就労支援・生活支援を行います。

3 施策の展開

1 孤立防止

- ・「信州こどもカフェ^{*}」の設置拡大等を通じ、貧困に伴う様々な悩みを抱える子どもに居場所を提供し、大人との信頼関係に基づき、気軽に相談したり、自分の将来のことを考えたりすることができる体制を充実します。（次世代サポート課）
- ・県庁舎内でフードドライブを実施し、集まった食品を提供することで、「信州こどもカフェ^{*}」等が実施する食事提供や食料配布の取組を支援します。（次世代サポート課）
- ・いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある「子どもが抱える家庭的な問題」の解決に向けて、関係機関との調整機能を充実し総合的に支援するため、スクールソーシャルワーカー^{*}の体制充実を検討します。（心の支援課）
- ・いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラー^{*}の体制充実を検討します。（心の支援課）
- ・子ども支援センター^{*}において、子どもに関する様々な相談に対応します。（児童相談・養育支援室）
- ・困難な状況にある子どもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化するため、学校を拠点とした貧困対策の取組を推進します。（高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、心の支援課、次世代サポート課）
- ・学校生活相談センター^{*}において、24 時間体制で学校生活全般に関する児童生徒・保護者の悩みに臨床心理士等が相談対応します。（心の支援課）
- ・SNS^{*}活用（LINE 等）により、悩んでいる子どもが孤立することなく相談できるよう、年間を通じて定期的に相談窓口を開設します。（心の支援課）
- ・電話を通じて子どもの悩み等を受け止める「チャイルドライン^{*}」を運営する団体に対して支援を行います。（次世代サポート課）

2 教育費の支援

（義務教育費の負担軽減）

- ・市町村に対する情報提供・助言を通じ、新入学児童生徒学用品費等の前倒し支給等、就学援助制度^{*}の改善・充実に取り組みます。（義務教育課）
- ・市町村等への情報提供等を通じ、学用品等のリユース^{*}の仕組みづくりを促進します。（次世代サポート課、義務教育課）
- ・私立小中学校等に子どもが通学する世帯が、家計急変等による経済的理由により就学を断念しないよう、授業料への助成を行います。（県民の学び支援課）

（義務教育費及び高校教育費の負担軽減）

- ・学校納入金の見直しに関する市町村、県立学校に対する情報提供・助言を行います。（義務教育課、高校教育課）

- ・保護者負担軽減のため、副教材の活用のある方や修学旅行のある方等について、見直すように各校に周知するとともに、好事例を共有します。（特別支援教育課）

（高校教育費等の負担軽減）

- ・経済的負担を軽減する必要がある世帯の子どもの高校授業料に充てるため就学支援金[※]を交付し、高校教育の機会均等を実現します。また、中途退学者が再入学した場合も同様に支援金を交付し、学び直しを支援します。（高校教育課、県民の学び支援課）

- ・全ての高校生が経済的な事情に左右されずに安心して教育を受けられるよう、低所得世帯を対象に奨学給付金[※]を支給し、教材費、部活動費など授業料以外の教育費の負担軽減を図ります。（高校教育課、県民の学び支援課）

- ・私立高等学校等に子どもが通学する保護者負担の軽減を図るため、授業料や入学金への助成を行います。（県民の学び支援課）

- ・経済的理由により修学が困難な高校生に対して、奨学金や遠距離通学費を貸与し、高校修学を支援します。（高校教育課）

- ・高校定時制課程や通信制課程へ通う高校生の修学を奨励するため、修学奨励金貸与や教科書等購入費補助を行うとともに、夜間定時制高校夜食費の一部を負担します。（高校教育課、保健厚生課）

- ・通信制高校と連携して学習指導等を行う教育施設（サポート校等）を利用している低所得世帯の生徒に対して、利用料の一部を助成します。（次世代サポート課）

- ・低所得者世帯における高校生の生活支援策を充実することにより、経済状況等に左右されない学びの機会を保障します。（高校教育課、県民の学び支援課）

（特別支援教育費の負担軽減）

- ・児童生徒の就学のために必要な経費の助成を行うとともに、家庭の経済的負担に配慮し、新たな学習指導要領に即した教育課程の実施に向けて、各県立学校で必要とする副教材等の見直しに努めます。（特別支援教育課）

（高等教育費の負担軽減）

- ・児童養護施設への入所措置や里親への委託措置を受けた児童が経済的理由で大学進学等をあきらめることがないよう、ルートイングループ寄附金等を活用した「飛び立て若者奨学金」により、入学一時金及び生活費を支援します。（こども・家庭課）

- ・将来有望な若者に対して、長野県大学生等奨学金を給付し、大学等への進学希望を応援します。（次世代サポート課）

- ・経済的な理由により、専門学校への進学を断念しないよう、授業料等への支援を行います。（県民の学び支援課）

- ・長野県立大学、看護大学、須坂看護専門学校、信州木曽看護専門学校、福祉大学校、工科短期大学校、技術専門校、農業大学校、林業大学校など、県立の高等教育機関等において、低所得世帯等の教育費負担の軽減を図るため、授業料等の減免を行います。（県民の学び支援課、医療政策課、医師・看護人材確保対策課、地域福祉課、産業人材育成課、農業技術課、信州の木活用課）

（私立学校の教育費の負担軽減）

・私立学校が安定した経営環境のもと、特色ある教育を実践することができるよう、学校法人が設置する私立学校の運営に要する経費について、助成を行います。（県民の学び支援課）

（教育費の貸与）

・生活福祉資金※（教育支援資金）の無利子貸付けにより、生活困窮家庭の子どもの大学や高等学校等の修学を支援します。（地域福祉課）

3 貧困の連鎖を断つ「学ぶ力」づくり

・地域の大人と子どもの温かなつながりの中で、子どもの成長を支える一場所多役※の子どもの居場所「信州こどもカフェ※」において、学習支援の取組を推進しています。また、それに当たり青少年サポーター※の参加を拡大します。（次世代サポート課）

・生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、町村や町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習・生活支援を行い、将来の自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）

・生活保護世帯の子どもに対して、市と連携しケースワーカーを通じた相談・支援や学習塾等の費用の助成を行うとともに、進学準備給付金を支給し、大学等への進学を支援します。（地域福祉課）

・放課後子ども教室※を運営する市町村に助成を行い、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。（生涯学習課）

・学習支援を行う地域未来塾※を運営する市町村に助成を行い、小中学生への学習支援を推進します。（生涯学習課）

・自然体験を通して、五感豊かに自ら学び成長しようとする力を育む「信州やまほいく（信州型自然保育）」※を推進します。（こども・家庭課）

4 教育費以外の経済的支援

・安心して医療を受けることができるよう、県と市町村が協調して、引き続き子どもや、ひとり親家庭の医療費の自己負担軽減を図ります。（健康福祉政策課）

・ひとり親家庭等に対する児童扶養手当※の支給や母子父子寡婦福祉資金※の貸付を行い、経済的負担の軽減を図ります。（こども・家庭課）

・低所得者等の生活を経済的に支えるため、生活福祉資金※の貸付けを行います。（地域福祉課）

・児童養護施設等を退所又は里親等委託が解除となった若者等について、経済的な支援を行うとともに、活用可能な奨学金や貸付金制度について施設等を通じ広報を推進することで、積極的な活用を促進します。（児童相談・養育支援室）

・国の保育料無償化の対象外である3歳未満児の保育料について、多子世帯や低所得世帯への減免を行う市町村を支援します。（こども・家庭課）

・県営住宅について、ひとり親世帯に対して優先入居制度を実施し、収入に応じて家賃減免を行います。（公営住宅室）

5 家庭養育の補完

・地域の大人との温かなつながりの中で、子どもの成長を支える一場所多役※のこどもの居場所である「信州こどもカフェ※」の取組を普及促進します。また、県内10圏域の地域プラットフォーム※において、官民が連携し「信州こどもカフェ※」が活動しやすい環境づくりを推進し

ます。（次世代サポート課）

- ・放課後等に保護者が家庭にいない小学生に安全・安心な生活と遊びの場を提供するため、放課後児童クラブ※の運営を支援するとともに、子どもたちへの処遇の質の向上のため、支援員の資格を得るための認定研修を実施します。（こども・家庭課）

- ・子どもに安全・安心な居場所を提供するため、児童館※や放課後児童クラブ※室の整備を支援します。（こども・家庭課）

6 自立・就労支援

- ・市と連携して生活就労支援センター（まいさぼ）※を全県に設置し、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）

- ・就業支援員が、ひとり親からの就業相談への対応や、就業情報の提供、職業紹介等を行うとともに、資格取得のための給付金の支給、返還免除型高等職業訓練促進資金※の貸付け、技能習得のための講習会の開催、高卒認定資格取得に向けた学び直しに対する助成などにより、ひとり親の就業を支援し、安定した収入の確保を応援します。（こども・家庭課）

- ・求人拡大を図るとともに、保健福祉事務所をはじめとした関係機関と連携しながら、ひとり親家庭の母親や子育て期の女性などの就職困難者に対し、求職者の希望に沿った就労支援を行っています。（労働雇用課）

- ・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。（労働雇用課）

- ・子育て期女性等に対する就業相談や再就職セミナーの開催等により、出産・子育てを経ても働き続けることを希望する女性の就業継続を支援します。（労働雇用課）

- ・就労の経験がない、または少ない若者に対し県内企業と協力して就労体験の場を提供し、社会参加、県内企業への就職を支援していきます。（労働雇用課）

- ・生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、就労自立給付金の支給、就労支援員の配置等により、生活保護受給者の自立を促進します。（地域福祉課）

- ・NPOをはじめとした民間の支援団体が実施する生活困窮者の居場所の確保等の取組を支援します。（地域福祉課）

- ・児童福祉施設の施設長等が、施設を退所する若者等の就職や住居の身元保証人となることを促進することにより、児童養護施設等を退所した若者等の社会的自立を支援します。（児童相談・養育支援室）

子どもの居場所「信州こどもカフェ」・「子ども第三の居場所」の取組

「信州こどもカフェ」は、地域の大人と子どもとの温かなつながりの中で、子どもたちの成長を支え、たとえ困難があってもそれを乗り越えて自立する力をつけてもらうため、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品のリユース等により家庭機能を補完する子どもの居場所の愛称です。

県では、運営費の補助等を通じて「信州こどもカフェ」の設置に取り組み、令和5年3月には目標を上回る191か所まで増加しました。これからも地域における貴重な子どもの居場所として開催頻度の向上などに向けた支援を継続していきます。

さらに、令和元年度から、子どもたちが安心して過ごせる環境で、栄養バランスのとれた食事、基本的な生活習慣、子どもに寄り添った学習支援、非認知能力を育む体験など、将来の自立に向けた力を育むための常設型の子どもの居場所である、日本財団の「子ども第三の居場所」の設置に、長野県みらい基金とともに協力して取り組んでいます。



(体験学習の様子)

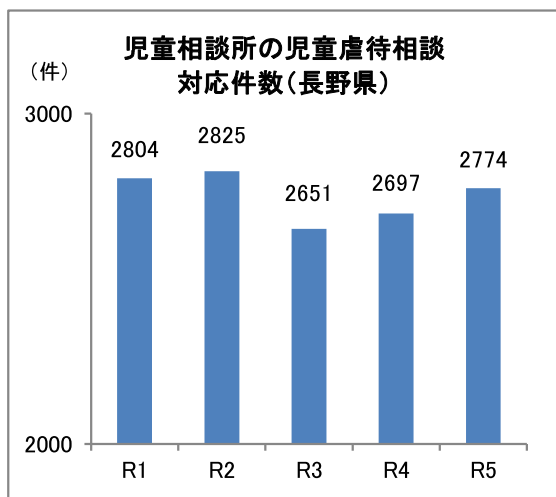


(学習支援の様子)

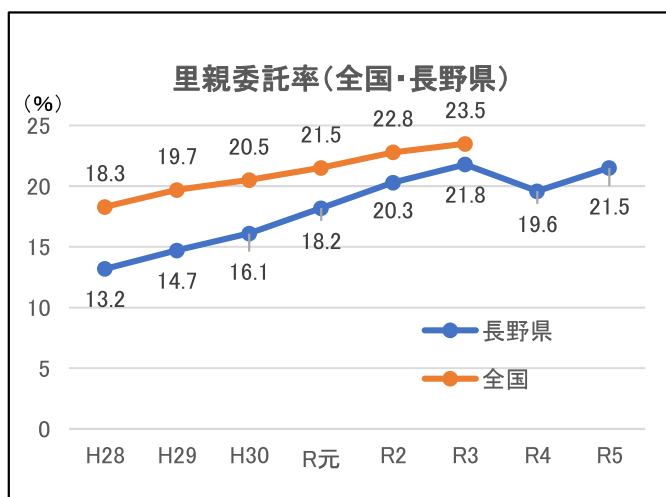
第2節 家庭での養育に困難を抱える子どもの支援

1 現状と課題

- 児童相談所への相談対応件数は、令和2年度（2020年度）まで9年連続で増加し、過去最多となりました。
令和3年度（2021年度）は、減少に転じたものの、未だ高い水準にあり、対応するための児童相談所の体制強化や専門人材の確保を図る必要があります。
- 相談対応件数が高い水準にある要因として、児童虐待に関する認識が高まっているほか、家庭の養育力の低下や家庭の経済状況等により、子育てが孤立化し、その負担感などが虐待という形で発生しやすくなっていることなどが考えられます。
- 産後うつ病が疑われる人の割合は1割程度とされており、児童虐待に至るおそれがあるため、産後うつ予防等の妊娠・出産に関わるメンタルヘルス対策が重要な課題となっています。
- 子育て世代包括支援センター※を中心とした保健師等の関係職種・機関が連携する体制を構築する必要があります。
- 専門性やノウハウが不足する市町村への支援を充実する必要があります。
- 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、関係機関の連携強化等、切れ目ない総合的な支援体制を構築する必要があります。
- 令和2年（2020年）6月に「長野県社会的養育推進計画」を策定し、乳幼児を中心とする里親等委託を推進する中で里親等委託率は増加しています。
- 令和4年（2022年）の児童福祉法の改正により、児童の意見・意向表明や権利擁護のための環境整備や、社会的養育経験者（ケアリーバー）等の自立支援の強化などの取組を進める必要があります。



(児童相談・養育支援室調)



(児童相談・養育支援室調)

2 施策の方向性

- 子どもの権利を守り、子どもが安心して育ち自分らしく幸せな生活を送ることができるよう、「長野県社会的養育推進計画」に基づき、支援が必要な子ども及びその家族を社会全体で支えていく取組を推進します。
- 市町村における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築支援により、児

児童虐待の発生予防、早期発見・早期支援体制の充実に努めます。

- 虐待などにより保護者のもとから離す必要がある子どもについては、家庭養育優先原則※の理念を踏まえ、子どもの支援に携わる関係者による共通認識のもと、里親委託※などを推進するとともに、児童相談所の支援の強化等により、子どもの家庭への復帰をはじめとするパーマネンシー保障※の理念に基づく取組を進めます。
- 令和4年（2022年）の児童福祉法の改正を受け、児童の意見・意向表明や権利擁護のための環境整備や、社会的養育経験者（ケアリーバー）等の自立強化などを図ります。

3 施策の展開

1 児童虐待など家庭での養育に課題を抱える子どもの支援

（1）発生予防、早期発見

・専門機関と連携し、産後うつに関する研修会、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）※等の普及等を行い、地域における妊産婦のメンタルヘルスに関する支援を担う市町村保健師等の専門性向上に取り組めます。（保健・疾病対策課）

・信州母子保健推進センター※等において、市町村における「こども家庭センター※」設置に向けた情報提供や助言等を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備を推進します。（保健・疾病対策課、児童相談・養育支援室）

・県・市町村・民間機関等が連携・協働し、児童福祉・母子保健の一体的な相談支援を行う市町村における「こども家庭センター※」の設置促進やショートステイや子育て世帯訪問支援事業等の充実により、子ども及び家庭を切れ目なく包括的に支援する体制の充実・強化に努めます。（児童相談・養育支援室）

・児童養護施設等が持つ専門的な養育知識・技術等を活用した「児童家庭支援センター※」の運営の支援を通じ、子どもに関する家庭その他からの相談支援の体制及び機能の充実に努めます。（児童相談・養育支援室）

（2）対応力と連携の強化

・福祉職の社会人採用を積極的に進めるなど専門職員（児童福祉司※・児童心理司）の確保・配置を計画的に進めるとともに、スーパーバイザーの育成を含む職員の資質・専門性の向上に資する研修を実施するなど、人材育成の視点を重視した取組を強化します。（児童相談・養育支援室）

・要保護児童対策地域協議会※の調整機関ともなる市町村における「こども家庭センター※」の設置促進を推進するとともに、市町村内で専門性が蓄積されるよう、継続的な研修内容等の充実等に努めます。また、関係機関が連携し、児童虐待への早期対応が実現するよう、必要な助言を行います。（児童相談・養育支援室）

・市町村の要保護児童対策地域協議会※調整担当者研修及び児童福祉司※任用後研修を実施し、児童虐待に対応する職員の専門性強化を図ります。（児童相談・養育支援室）

・信州母子保健推進センター※において、市町村に対して困難事例等に対する助言、技術的支援を行います。（保健・疾病対策課）

（3）社会的養育の推進、自立支援

・子どもの育ちにおける家庭養育優先原則※やパーマネンシー保障※の重要性を踏まえ、市町村における在宅支援体制の充実・強化、親子関係再構築支援の強化、乳幼児をはじめとする特別養子縁組※及び里親等委託の推進に継続的に努めるとともに、在宅支援や里親養育支援におけ

る児童福祉施設等民間機関の有する資源の有効活用を図ります。（児童相談・養育支援室）

- ・一時保護され、通学が困難な児童の学習環境を改善するため、学習支援の充実等を行います。（児童相談・養育支援室）

- ・児童養護施設等を退所又は里親等委託が解除となった若者等について、経済的な支援を行うとともに、活用可能な奨学金や貸付金制度について施設等を通じ広報を推進することで、積極的な活用を促進します。（児童相談・養育支援室）

- ・児童を虐待等により保護者のもとから離し、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置といった社会的養護下におく必要があるときは、里親・施設等に対し必要な費用を支弁し、児童の健全な育成を図ります。（児童相談・養育支援室）

- ・児童福祉施設の改築等に係る施設整備を支援することにより、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化等を図ります。（児童相談・養育支援室）

- ・児童福祉施設の施設長等が、施設を退所する若者等の就職や住居の身元保証人となることを促進することにより、児童養護施設等を退所した若者等の社会的自立を支援します。（児童相談・養育支援室）

子どものアドボケイト（代弁・擁護）に係る取組について

平成 28 年に改正された児童福祉法では、第 1 条に子どもの権利保障を同法の理念として明確に位置付けることとし、これにより、子どもは単に保護される客体として存在するのではなく、権利を享有し行使する主体であり、一人の独立した人格として尊重されなければならないことが明らかにされました。

また、子どもの権利の実現を保障するためには、保護者、国民、国や地方公共団体といった社会全体が子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮していくことが求められているところです。

こうした観点から、県では、児童養護施設や里親家庭等で生活する子どもたちに対して、児童相談所の児童福祉司等による面談等の際に、「子どもの権利ノート」等を活用しながら、「自分の意見は自由に言ってい」ことなどを伝え、子どもの意向を丁寧に確認する取組を実施しています。

さらに、児童相談所の一時保護所においては、第三者である弁護士が直接子どもの意見を聴き、支援の改善につなげる取組を令和 3 年度から行ってきたところです。

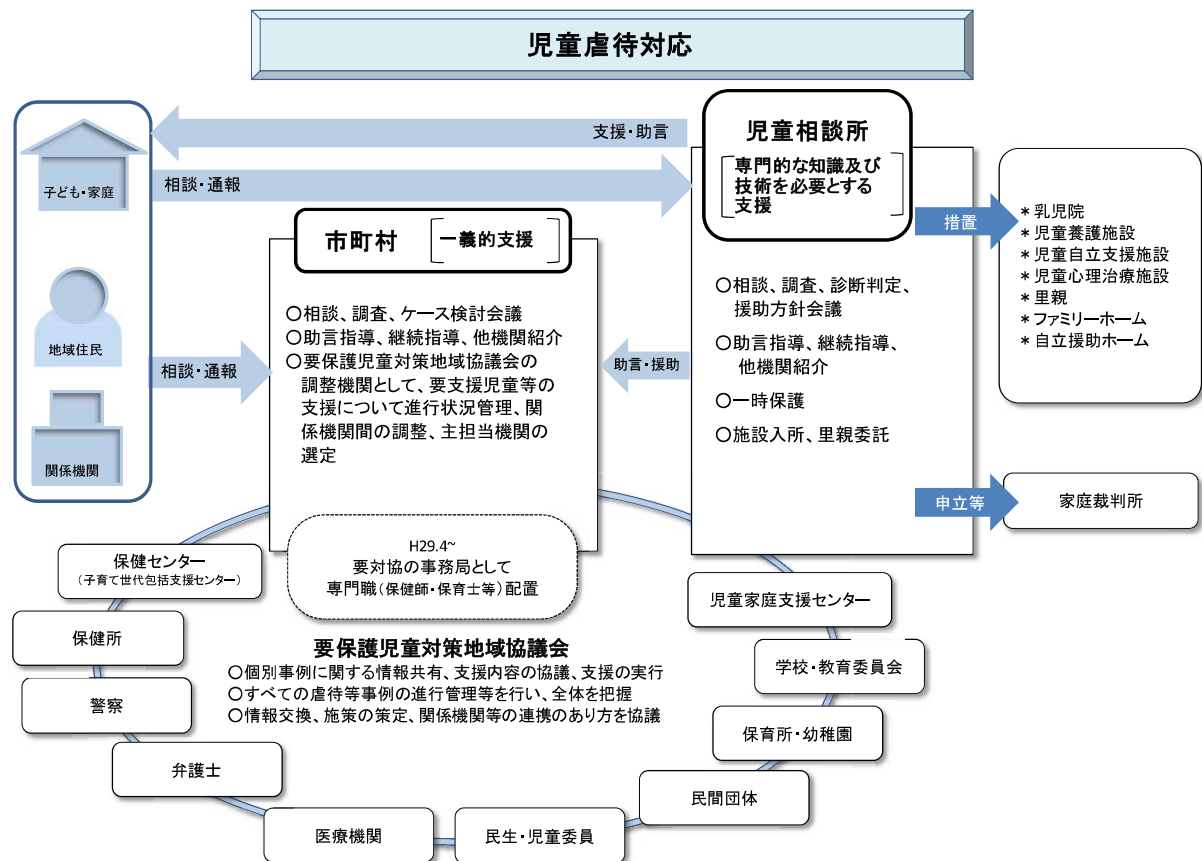
こうした中、令和 6 年 4 月施行の令和 4 年改正児童福祉法では、児童相談所が子どもの一時保護や里親委託等の措置を決定する際の子どもからの意見聴取等が義務付けられたほか施設や里親の家庭等で生活する子どもを対象とするアドボケイトの事業（意見表明等支援事業）が法定化されました。

県でも児童相談所による子どもからの意見聴取等を適切に行うほか、意見表明等支援事業を開始して、子どもの権利擁護の取組を進めています。

子どもとその家庭の援助を行う関係機関によるネットワーク ～ 要保護児童対策地域協議会 ～

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や早期対応、適切な保護を図るため、市町村が中心となって、児童福祉、保健医療、警察・司法、教育などの各分野の関係機関により構成する「要保護児童対策地域協議会」が設置されています。この協議会では、要保護児童及びその保護者等に関する情報や支援の考え方を共有し、各機関が適切な連携の下で対応していくことが求められています。

平成 16 年の児童福祉法改正により協議会の法定化がなされて以降、平成 23 年までの間に県内全市町村での設置が進みましたが、児童虐待相談対応件数の増加や複雑・困難化するケースに対応していくために、専門性の確保や機能の強化が課題となっています。平成 28 年の児童福祉法改正により、協議会の調整機関に専門職の配置が義務付けられ、県が市町村職員向けに行っている研修についても内容の見直しを行い、各市町村協議会の機能強化を支援しています。



第3節 いじめへの対応・不登校児童生徒の支援

1 現状と課題

1 いじめへの対応

- 全国と比べると、本県の児童生徒 1,000 人当たりのいじめの認知件数は少ない状況ですが、令和3年度（2021年度）は前年度に比べて全国、本県ともに高くなっています。

様々な活動が再開したことや、いじめの積極的認知に対する理解が広がったことなどが要因として考えられます。

小中高・特別支援学校いじめ認知件数（長野県）

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
5,329 件	9,206 件	10,198 件	8,638 件	9,668 件	9,603 件	10,067 件

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

- インターネット環境による人権侵害事案や、LGBTQ の子どもへのいじめなど社会の変化に応じたいじめ防止対策が必要となっています。
- 「長野県いじめ防止対策推進条例（平成27年長野県条例第24号）」、「いじめ防止等のための基本的な方針（平成30年（2018年）3月改定）」に基づいた対応を推進していく必要があります。

2 不登校児童生徒の支援

- 県内小中学校の不登校児童生徒在籍比は増加傾向にあります。
県内高等学校の不登校生徒在籍比は横ばい傾向にありましたが、令和3年度（2021年度）は前年度に比べて全国、本県ともに高くなっています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活のリズムが乱れやすい状況にあることや、制限のある中で交友関係を築くことなど登校する意欲がわきにくい状況であったことなどが要因として考えられます。

不登校児童生徒の在籍比（長野県）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小・中学校	1.53%	1.95%	2.18%	2.37%	2.98%	3.69%	4.63%
高等学校	1.11%	1.15%	1.29%	1.15%	1.49%	1.84%	1.66%

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

- 社会の変化による家庭的な背景を要因とした不登校児童生徒が増加しています。
- 小学5年生、中学2年生の子どものうち47.7%が学校に行きたくないと思ったことが「あった」と回答しており、16・17歳の子どもでは39.7%が学校をやめたくなるほど「悩んだことがある」と回答しています。その理由としては「精神的に不安定」や「友達とうまくいかない」が多くなっています。
- スクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※による不登校の未然防止及び早期支援を推進する必要があります。
- 教育支援センター（中間教室）※やフリースクール※における学習支援の体制整備や学びの充実、学校と民間団体との綿密な連携を図る必要があります。